

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人高知県子ども会連合会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を高知市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、県内子ども会の相互の連絡提携をはかり、子ども会活動を助成し、もって子どもの社会生活に必要な徳性の涵養及び子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 県内子ども会の相互の連絡提携に関する事業
- (2) 指導者の養成及び研修に関する事業
- (3) 調査研究及び資料の刊行に関する事業
- (4) 子ども会活動の顕彰及び安全確保に関する事業
- (5) 関係機関団体との連絡及び協力に関する事業
- (6) 書籍及び物品の販売等の子ども会活動に資する事業
- (7) その他目的達成のために必要な事業

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した高知県内の単位子ども会  
(ただし、子ども会の連合組織がある市町村においては、当該連合組織に加入している単位子ども会であることを要する。)
  - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し入会した個人又は団体
2. この法人は、次の定数に基づき選出される代議員をもって社員とする。
- (1) 代議員定数は市町村ごとに定める。
  - (2) 各市町村の代議員定数は、選出時における当該市町村の正会員数を10で除した数とする。
  - (3) 前号の定数に1未満の端数が生じる場合には、当該市町村における代議員定数を切り上げる。
3. 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。ただし、連合組織のある市町村では、当該連合組織に選挙事務を委託することができる。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
4. 代議員は、正会員である単位子ども会の代表者の中から選ばれることを要する。正会員の代表者は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
5. 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
6. 第3項の代議員選挙は、1年に1度、実施することとし、代議員の任期は、選任の1年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員を選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)に

についての議決権を有しないこととする)。

7. 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
8. 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
  - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
  - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
  - (3) 同一の代議員(2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員)につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
9. 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
10. 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。
  - (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
  - (2) 法人法第32条第2項の権利(会員名簿の閲覧等)
  - (3) 法人法第57条第4項の権利(総会の議事録の閲覧等)
  - (4) 法人法第50条第6項の権利(代議員の代理権証明書面等の閲覧等)
  - (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
  - (6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
  - (7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
  - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)
11. 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(会員資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする団体又は個人は、入会申込書を提出し理事会の承認を受けなければならない。

(会費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総代議員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 総会

### (構成)

第11条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

### (権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 会員の除名
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他、法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

### (招集)

第14条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 会長は、総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員から会議の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求された場合は、その請求のあった日から40日以内の日を総会の日とする臨時総会を招集しなければならない。

### (議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において代議員の中から選出する。

### (議決権)

第16条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

### (定足数)

第17条 総会は、議決権を有する代議員現在数の2分の1以上の代議員が出席をしなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該総会の議事につき書面によって議決権を行使し、又は代理人によって議決権を行使する者は、当該総会に出席したものとみなす。

### (決議)

第18条 総会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した代議員の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他、法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

### (議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

### (役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事8名以上12名以内
  - (2) 監事2名以内
2. 理事のうち1名を会長、5名を副会長とする。
  3. 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

### (役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2. 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

### (理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
3. 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ定める順番により、副会長が会長の業務執行に係る職務を代行する。
4. 会長及び副会長は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。
3. 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

### (役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

### (役員報酬)

第26条 理事及び監事に対して、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

### (事務局)

第27条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2. 事務局には、所要の職員を置くことができる。
3. 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
4. 職員は、有給とすることができる。

(顧問・相談役の設置及び任期)

第28条 この法人に、顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。
3. 顧問及び相談役は、この法人の主要な事項について、会長の諮問に応える。
4. 顧問及び相談役の任期はそれぞれ2年とし、再任を妨げない。

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)この法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
3. 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
4. 理事会の議長は、会長とする。会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ定める順番により、他の理事がこれに代わる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2. 会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1)事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
  3. 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第37条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 補則

(委任)

第42条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の決議により別に定める。

## 附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の会長は、西内昭男とし、副会長を小倉卓、杉村高晴、前田良二、大藤時義、久保尚とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。